

# 施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業のご案内

## 1 趣 旨

施設園芸における加温用燃油の価格が高止まりとなっているため、省エネルギー化に取り組む施設園芸農家等に対し、燃油価格の高騰分の一部に相当する支援金を交付します。

※本事業は、財源に国の令和6年度補正予算「重点支援地方交付金」を活用しています。

## 2 概 要

項 目	内 容
申 請 期 間	令和7年3月5日（水）から令和7年3月19日（水）
交付対象者の要件	<input type="checkbox"/> 園芸用施設において、燃油を用いて加温を行い、野菜類、花き類、果樹類を生産し、販売していること。 <input type="checkbox"/> 国の令和6事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入していること、又は令和7事業年度の同事業に加入を確約すること。 <input type="checkbox"/> 園芸用施設において、支援対象期間に燃油を用いた加温により営農し、かつ支援金の交付を受けた後も営農を継続すること。
支援対象期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日
対 象 燃 油	園芸施設の加温に用いるA重油、灯油、LPガス及びLNG
支 援 単 価	A重油 1リットル当たり 12.1円 灯油 1リットル当たり 12.9円 LPガス 1キログラム当たり 12.7円 LNG 1立方メートル当たり 10月 : 17.5円 11、12月 : 22.5円 1、2月 : 17.5円 3月 : 20.0円
交 付 額	燃油使用量に0.95を乗じた数量 × 支援単価 以内 (交付額は1円未満切り捨て)

燃 油 数 量	令和5年10月1日から令和6年3月31日の期間に購入したことが証明できる、加温用燃油数量の合計 ※令和6年春に新規就農した等の理由で、上記期間の一部又は全部の期間に、燃油を用いた加温により営農した実績が無い場合は、御相談下さい。
申 請 方 法	申請手続きは最寄りのJAへ ＜申請に必要な書類＞ ①交付申請書兼実績報告書兼請求書 ②燃油購入実績根拠書類（納品書、領収書等） （購入年月日、油種、購入数量、購入者が確認できる書類） ③誓約書 ④施設園芸農家であることが確認できる書類 ⑤本人確認書類  ※別添④～⑤は、農業協同組合で確認ができる場合は、省略可能です。
支 援 金 交 付 時 期	令和7年5月（予定）

### 3 交付申請額の計算例

- ・加温用燃油に1種類の燃油のみ使用している場合

（例）令和5年10月から令和6年3月にA重油を20,000リットル購入  
**交付申請額：A重油**  $(20,000 \text{ L} \times 0.95) = 19,000 \text{ L}$   
 $19,000 \text{ L} \times 12.1 \text{ 円/L} = 229,900 \text{ 円}$

- ・加温用燃油に複数の種類の燃油を使用している場合

（例）令和5年10月から令和6年3月にA重油を10,000リットル購入  
" 灯油を5,000リットル購入  
**交付申請額：A重油**  $(10,000 \text{ L} \times 0.95) = 9,500 \text{ L}$   
 $9,500 \text{ L} \times 12.1 \text{ 円/L} = 114,950 \text{ 円}$   
" **灯油**  $(5,000 \text{ L} \times 0.95) = 4,750 \text{ L}$   
 $4,750 \text{ L} \times 12.9 \text{ 円/L} = 61,275 \text{ 円}$   


---

**合計交付申請額： 176,225 円**

事業に関する問い合わせ先

申請手続きは最寄りのJAへ

J A 静岡中央会 農政営農部

TEL054-284-9620

静岡県経済産業部農業局 農芸振興課 野菜振興班

TEL054-221-3299